

自衛隊統合達第19号

防衛省の広報活動に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第36号）第18条の規定に基づき、統合幕僚監部及び自衛隊指揮通信システム隊の広報活動に関する達を次のように定める。

平成20年3月25日

統合幕僚長 海将 齋藤 隆

統合幕僚監部及び自衛隊サイバー防衛隊の広報活動に関する達

改正	令和元年	6月24日	自衛隊統合達第3号
	令和2年	10月23日	自衛隊統合達第7号
	令和4年	3月16日	自衛隊統合達第2号
	令和5年	4月26日	自衛隊統合達第4号

目次

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 広報活動

第1節 通則（第5条・第6条）

第2節 自主的広報活動（第7条－第11条）

第3節 協力的広報活動（第12条－第21条）

第3章 雑則（第22条）

附 則

第1章 総則

（目的）

第1条 この達は、統合幕僚監部の所掌事務に関する広報活動及び自衛隊サイバー防衛隊における広報活動を効果的かつ適正に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 訓令 防衛省の広報活動に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第36号。以下「訓令」という。）をいう。
- (2) 報道機関 新聞社、通信社、ラジオ・テレビ放送社、ニュース映画社及び雑誌社等で広報媒体となる機関をいう。
- (3) 部外 防衛省以外をいう。

(実施担当官の職責)

第3条 統合幕僚長及び自衛隊サイバー防衛隊司令は、訓令第3条第3号及び第8号の区分に従い、訓令第4条に例示する事務を処理する。

2 統合幕僚長は、自衛隊サイバー防衛隊司令の実施する広報活動に関し、指示し、監督する。

(隊員の責務)

第4条 隊員は、広報活動の重要性を認識し、国民の信頼と協力を得るように行動しなければならない。

## 第2章 広報活動

### 第1節 通則

(広報活動の一般要領)

第5条 統合幕僚長及び自衛隊サイバー防衛隊司令は、次の各号に掲げるところにより広報活動を行うものとする。

- (1) 当該広報活動の目的、対象、範囲、経費及びその及ぼす影響等を考慮し、準備を周到にして統一的に実施する。
- (2) 広報効果の確認に努め、また、統合幕僚監部等に対する世論の動向に注意し、これに適応するように実施する。

(広報活動の一般着意)

第6条 広報活動に当たっては、次の事項に着意して行うものとする。

- (1) 当該広報活動の任務達成を第一義とし、かつ、経済的に行う。
- (2) 創意的、計画的に実施し、時機に適合させる。
- (3) 事実に基づいて行い、虚偽又は欺まんの報道をしない。
- (4) 親切丁寧を旨とし、対人関係を良好にし、相互の理解と信頼を増進する。
- (5) 平易簡明な表現を行い、専門的術語の使用を努めて避ける。
- (6) 秘密保全に注意し、政治的行為に触れないよう留意する。

### 第2節 自主的広報活動

(広報活動の実施計画)

第7条 自衛隊サイバー防衛隊司令は、当該半期開始の20日前までに広報活動実施計画報告書(別紙様式第1)を作成し、統合幕僚長に報告しなければならない。

(報道機関に対する広報活動)

第8条 統合幕僚長及び自衛隊サイバー防衛隊司令は、訓令第7条第1号により統合幕僚監部の所掌事務に関する事項及び自衛隊サイバー防衛隊に関する事項を正式に発表する場合は、順序を経て防衛大臣に申請しなければならない。

(善行等に関する報道)

第9条 統合幕僚長及び自衛隊サイバー防衛隊司令は、隊員の善行等について広報上効果があると判断される場合は、機を逸することなく、報道機関に対し説明し、又は資料を提供するとともに、自衛隊サイバー防衛隊司令は、次の各号に掲げる事項について統合幕僚長に報告するものとする。

- (1) 発生の日時及び場所
- (2) 階級、氏名及び本籍地
- (3) 写真
- (4) 善行等の概要  
(事故の報道)

第10条 統合幕僚長及び自衛隊サイバー防衛隊司令は、事故が発生し、公表する必要があると認める場合は、速やかに次の各号に掲げる事項を基準として真相を報道し、誤解の生ずることを避けるように努めなければならない。ただし、不明又は不確定の部分については、事故の内容が明確になった後、報道するものとする。

- (1) 事故の発生した部隊又は機関の名称
- (2) 事故に関係のある者の階級、氏名、年令、出身地、略歴、写真等
- (3) 事故の発生日時及び場所
- (4) 事故の概況（任務又は行動目的、行動、事故の概要等）
- (5) 人員の死傷及び物件の損壊の概況

2 隊員の生死に関する報道は特に慎重に期するとともに、隊員が死亡した場合の報道は原則として遺族に連絡した後に行うものとする。

3 事故発生時の報道対応はこの達によるほか、各自衛隊の広報活動に関する達に準じて行うものとする。

(誤報道等に対する処置)

第11条 統合幕僚長及び自衛隊サイバー防衛隊司令は、報道機関による報道事項が事実と相違している場合は、当該報道機関に対し訂正又は修正を申し込むことができる。

2 統合幕僚長及び自衛隊サイバー防衛隊司令は、報道機関から広報活動に関して抗議等を受けた場合は、速やかに適切な対応を行うものとする。

### 第3節 協力的広報活動

(部外行事等の協力要請の受理)

第12条 統合幕僚長及び自衛隊サイバー防衛隊司令は、部外から行事等の協力について申し出があり、その行事等が訓令第12条の基準に該当する場合は、要請事項及び協力上の意見を付し順序を経て防衛大臣に申請するものとする。

(部外の作成する映画及び放送番組等に対する協力)

第13条 統合幕僚長及び自衛隊サイバー防衛隊司令は、部外の製作に係る映画の協力について要請を受け、その映画が広報上の効果があり、かつ、他の業務に著しい支障を及ぼさないと認められるときに限り、要請事項及び協力上の意見を付し順序を経て防衛大臣に申請するものとする。

2 統合幕僚長及び自衛隊サイバー防衛隊司令は、部外の制作に係る放送番組等に対する協力の要請を受けた場合には、訓令第13条第2項の規定により、所要の協力を行うことができる。この場合において、当該放送番組等が全国的な影響力を有し、かつ、同項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ要請事項及び協力上の意

見を付し順序を経て防衛大臣に申請するものとする。

(出版物等に対する協力)

第14条 統合幕僚長及び自衛隊サイバー防衛隊司令は、新聞、雑誌及び図書等の刊行に関して協力の要請があり、その趣旨及び内容を十分に検討の上、広報上の効果があると認められる場合は、所要の協力を行うことができる。

(取材又は見学)

第15条 統合幕僚長及び自衛隊サイバー防衛隊司令は、部外者が取材又は見学を希望した場合は、次の事項を記載した取材(見学)申込書(別紙様式第2)を提出させるものとする。ただし、取材又は見学事項が重要で、その及ぼす影響が大きいと判断される場合は、あらかじめ防衛大臣の承認を得るものとする。

(1) 取材者又は見学者の氏名、社名(職名)、住所

(2) 希望日時

(3) 目的

(4) 場所

(5) 取材又は見学の内容等

(記者会員の取材又は見学)

第16条 防衛記者会所属の記者が統合幕僚監部及び自衛隊サイバー防衛隊に関し、取材又は見学しようとする場合は、前条の申請書の提出を省略させることができる。ただし、取材又は見学に当たっては、必要に応じ記者証又は記者章を提示させるものとする。

2 前項の場合、記者の補佐として同行するカメラマン等に対しては、その身分を証明するものを提示させることによって取材又は見学させることができる。

(取材及び見学の取扱い)

第17条 取材及び見学の取扱いは、次の各号により行うものとする。

(1) 取材及び見学の目的に応じて、場所、経路、自由行動の範囲等を定め、関係者に案内させる。

(2) 取材及び見学の関係者であることを識別するため、必要に応じ、標識をつけさせる。

(3) 取材及び見学の時間は、通常の勤務時間内とする。

(部外者の隊内生活等)

第18条 自衛隊サイバー防衛隊司令は、広報活動上有意義で、隊務及び秘密保全に支障のない場合は、見学者等に対し1週間以内の隊内生活を体験させ、また、これらの者に対して別に定めるところにより食事の支給等所要の事項に関し便宜を図ることができる。

(投書等の処理)

第19条 統合幕僚長及び自衛隊サイバー防衛隊司令は、部外者からの意見、要望及び投書等に対して回答の必要があると認められる場合は、適切な方法により速やかに回答しなければならない。

(隊員の投稿等)

第20条 隊員が統合幕僚監部及び自衛隊サイバー防衛隊に関し、論文、講演等により意見を発表する場合は、発表時期、目的、場所及び発表内容を事前に順序を経て統合幕僚長に届け出るものとする。

(報告)

第21条 自衛隊サイバー防衛隊司令は、当該半期終了後20日以内に広報活動実施成果報告書(別紙様式第3)を作成し、統合幕僚長に報告しなければならない。

### 第3章 雑則

(自衛隊の行動時の広報活動)

第22条 自衛隊法第6章で規定する自衛隊の行動時における広報活動は、この達によるほか、別に定めるところによる。

附 則

- 1 この達は、平成20年3月26日から施行する。
- 2 統合幕僚監部の広報活動に関する達(平成18年自衛隊統合達第24号)は廃止する。

附 則(令和元年6月24日自衛隊統合達第3号)

この達は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和2年10月23日自衛隊統合達第7号)

この達は、令和2年10月23日から施行する。

附 則(令和4年3月16日自衛隊統合達第4号)

この達は、令和4年3月17日から施行する。

附 則(令和5年4月26日自衛隊統合達第4号)

この達は、令和5年4月26日から施行する。

広報活動実施計画報告書  
（ 年度 半期）

## 1 広報活動実施計画の概要

## (1) 全般

## (2) 実施要領

区 分		計画の概要	実施時期	備 考
部外 広報	自主的 広報活 動			
	協力的 広報活 動			
部内広報				
広 聴				
その他				

## 2 考慮事項

(備考)

## 1 全般

広報活動実施計画報告書においては、一般広報を目的とした計画を記載するものとし、募集広報を目的とするものは記載しない。

## 2 部外広報

## (1) 自主的広報活動

部外（防衛省・自衛隊に所属していない個人又は団体をいう。次号において同じ。）を対象に、実施担当官が自主的に実施する広報活動について記載する。

## (2) 協力的広報活動

部外の要請に基づき実施する広報活動について記載する。

## 3 部内広報

部内者（隊員及び隊員の家族をいう。）を対象に、隊員の士気高揚及び家族に対する理解を深めることを目的として実施した事業を記載する。

## 4 広聴

広報活動の改善に当たり、部外者等から防衛省・自衛隊に対する意見及び要望を聴くことを目的として実施する事業を記載する。

## 5 その他

上記区分に該当しない広報活動について記載する。

取材（見学）申込書

令和 年 月 日

統合幕僚長 殿

申込者団体名 \_\_\_\_\_  
職 名 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_

下記により取材（見学）をしたいので申し込みます。

記

- 1 取材者（見学者）の住所、氏名、電話番号
- 2 日時（期間）
- 3 目的
- 4 場所
- 5 取材（見学）の内容等
- 6 部隊食（有料）の希望
- 7 その他

備考：取材者（見学者）が多数の場合は、別に名簿を添えて  
申し込みをしてください。

広報活動実施成果報告書  
（ 年度 半期）

1 広報活動成果の概要

(1) 全般

(2) 主要な成果の概要

区 分		成果の概要	教訓・問題点等	改善点
部外 広報	自主的 広報活動			
	協力的 広報活動			
部外広報				
広 聴				
その他				

## 2 広報活動実績

### (1) 部外広報

区 分		自主的広報活動		協力的広報活動		備 考	
項 目/件 数		実施件数	報道件数	実施件数	報道件数		
報 道	報道対応	新聞					
		テレビ					
		ラジオ					
		その他					
		計					
印 刷 物 広 報	印刷物の作成	パンフレット					
		リーフレット					
		その他					
		計					
	刊行物への掲載	新聞					
		雑誌					
		その他					
		計					
視 聴 覚 広 報	放 送	映画・ドラマ					
		テレビ					
		ラジオ					
		その他					
		計					
項 目/件 数		公開件数	参加者数	公開件数	参加者数		
公 開	部 隊						
	展示航海						
	展示飛行						
	基地（駐屯地）						
	演 習						
	計						
項 目/件 数		実施件数	参加者数	実施件数	参加者数		
見 学	部 隊						
	基地（駐屯地）						
	艦 隊						
	広報資料館						
	計						

項目/件数		実施件数	参加者数	実施件数	参加者数
体験	航海				
	搭乗（航空機）				
	搭乗（その他）				
	計				
項目/件数		実施件数	入隊者数	実施件数	入隊者数
隊内生活 体験入隊	学生・生徒				
	一般				
	計				
項目/件数		実施件数	聴衆者数	実施件数	聴衆者数
音楽演奏	演奏会				
	その他				
	計				
項目/件数		実施件数	参加者数	実施件数	参加者数
講演	協力会等				
	自治体等				
	その他				
	計				
項目/件数		実施件数	参加者数	実施件数	参加者数
行事等	運動大会				
	各種祭り				
	その他				
	計				
項目/件数		実施件数	参加者数	実施件数	参加者数
総合的な学習の 時間	小学校				
	中学校				
	高校				
	計				
項目/件数		実施件数	参加者数	実施件数	参加者数
幹部地域集会					

(2) 部内広報

区 分	実 績		備 考
	項目/件 数	作成件数	
パンフレット			
リーフレット			
新聞等			
その他			
計			

(3) 広聴

区 分	実 績		備 考
	項目/件 数	実施件数	
防衛モニター			
駐屯・基地モニター			
その他			
計			

(4) 下半期のみに報告を求める事項

区 分	実 績		備 考	
	項目/件 数	総登録数		
ホームページ				
項目/件 数	総登録数	実施件数		
SNS 等 アカウント	Facebook			
	Twitter			
	Instagram			
	YouTube			
	その他			

(備考)

1 全般

広報活動実施成果報告書においては、一般広報を目的とした実績を記載するものとし、募集広報に係る実績は記載しない。

2 部外広報

(1) 「自主的広報活動」は、部外（防衛省・自衛隊に所属していない個人又は団体をいう。次号において同じ。）を対象に、実施担当官が自主的に実施する広報活動について記載する。

(2) 「協力的広報活動」は、部外の要請に基づいて実施した活動を記載する。

(3) 複数の機関等により実施される項目における件数等は、活動を計画した実施

担当官が取りまとめ計上する。

(4) 報道に係る事項の記載要領

ア 「報道対応」の実施件数は、自主的に発表、説明若しくは資料提供又は報道公開の手段を通じ報道機関等に情報提供の場を設定して実施したもの若しくは報道機関等の要求に応じ、協力的に実施したものを記載する。

この際、電話による取材は、実施件数として記載しない。

イ 「報道対応」の「実施件数」は、新聞、テレビ等で報道された件数を記載する。なお、同一事案で複数の報道については、報道日ごと記載するとともに、複数の報道機関による報道があった場合にはそれぞれ1件として記載する。

ウ 2次発表、補足説明等をした場合は、それぞれを件数として記載する。

エ 「朝雲」、「防衛日報」等の自衛隊関係紙は含まない。

(5) 報道を除くその他の事項の記載要領

ア 「印刷物の作成」の「作成件数」は、作成品目ごとに1件とし、「製作部数」は、製作した部数を記載する。

イ 「刊行物への掲載」の「取材件数」は、当該刊行物に掲載することを目的とした取材について記載し、「掲載件数」は、当該刊行物に実際に掲載されたものについて記載する。ただし、「朝雲」、「防衛日報」等の自衛隊関係紙は含まない。

ウ 「放送」の「実施件数」は、放送の企画ごとに1件とし、「報道局数」は、放送された局数を記載する。

エ 「公開」の「公開件数」は、公開日ごとに1件として記載する。「参加者数」は、公開した事業への参加者総数を計上する。

オ 「見学」の「実施件数」は、見学の実施日ごとに1件として記載する。「参加者数」は、見学した事業への参加者総数を計上する。

カ 「体験」の「搭乗（航空機）」は、航空機の使用及び搭乗に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第2号）第8条第1項第2号により実施したものを記載する。「搭乗（その他）」は、同訓令に依らない航空機以外の車両等により実施したものを記載する。

キ 「隊内生活体験入隊」の「実施件数」は、団体ごとに1件とし、「入隊者数」は、当該事業の参加者総数を記載する。

ク 「音楽演奏」について、部隊等が自主的に計画して実施する演奏は「自主的広報活動」に計上し、部外の要請に基づき実施する演奏は「協力的広報活動」に計上する。「演奏会」は、定期演奏会や巡回演奏会等の公然と部外に対して実施する演奏実績を計上し、「その他」は、演奏会を除く演奏実績を計上する。

ケ 「講演」は、部外に対して自主的に又は依頼を受けて実施したものを記載する。「協力会等」は、自衛隊協力会等一定程度、自衛隊に対して理解を得

られている組織、団体等のことを示し、「自治体等」は、地方公共団体等の地方の行政組織等を示す。

コ 「行事等」の「実施件数」は、行事の実施日ごとに1件として記載する。

「参加者数」は当該行事等への参加者総数を記載する。

サ 「総合的な学習の時間」は、文部科学省が定める学習指導要領に基づき、各学校が実施する総合的な学習の時間に対して、自衛隊が協力した事業件数を記載する。「実施件数」は、団体ごとに1件とし、「参加者数」は、参加者総数を記載する。

シ 「幹部地域集会」の「実施件数」は、内外情勢調査会に基づき、実施された地域の講演会等の参加回数を計上し、「参加者数」は、参加者総数を記載する。

### 3 部外広報

(1) 部内者（隊員及び隊員の家族をいう。）を対象に、隊員の士気高揚及び家族に対する理解を深めることを目的として実施した事業を記載する。

(2) 「作成件数」は、作成品目ごとに1件とし、「製作部数」は、製作した部数を記載する。

### 4 広聴

(1) 広報活動の改善に当たり、部外者等から防衛省・自衛隊に対する意見や要望を聴くことを目的として実施する事業を記載する。

(2) 「実施件数」は、実施した広聴ごと1件とし、「参加者数」は、参加者総数を記載する。

### 5 下半期のみ報告を求める事項

(1) 下半期の末日時点のものを記載する。

(2) 「ホームページ」の「総登録数」は、開設数を記載する。

(3) 「SNS等アカウント」の「総登録数」は、開設数を記載し、「実施件数」は、自主的に発信したものを計上する。この際、他アカウントからの発信に対し、単にシェアする場合及びリツイートを含まない。